

校内放送の依頼について

校内で広報・連絡のための放送を希望する場合は、次の手続きおよび諸注意を守ること。

1. 放送内容を文面にして、放送室の係員または放送部員に申しこむこと。なお、内容については、担任・生徒会顧問にあらかじめ報告し、承認を受けること。
2. 緊急かつ重要な用件以外は、掲示板を利用すること。
3. 放送時間は、原則として次のとおりとする。

12時30分から12時45分まで